

交替制査察員査察技術支援システムの構築について ～STEPシステム～

東京消防庁 渋谷署

はじめに —渋谷消防署の査察現況と課題—

渋谷消防署管内の査察対象物数は非常に多いうえ、多数の雑居ビルを有する渋谷センター街や竹下通りなどの日本有数の繁華街があります。一方、この先、査察員の増員は見込まれず、現有査察力により対応しなければなりません。大量退職により、査察に精通したベテラン職員が減少しているため、査察技術の低下が問題となっています。

予防行政の根幹である立入検査の重要性を考えますと、1件でも多くの適正な立入検査を実施し、確実に違反是正や違反処理を推進しなければなりません。現実とのギャップが大きいです。

現在、交替制査察員が実施している査察は、そのうち違反がない対象物、違反があるとしても軽微な違反がある対象物を主として実施しています。また、困難な事案に遭遇した場合には、査察専従員が引き継いで対応しているのが現況です。

これらに加えて、交替制査察員の査察技量の確認や査察教養といった査察技術向上の場も少ないことが現実です。

いかにして、現有査察力で対応できるかについて思考を巡らしているとき、「一定レベルの査察専従員の技術を引き上げるよりも、一定レベルに達していない交替制査察員の技術を引き上げる」ことこそ、総合力を効果的に向上させることができるという結論に達しました。

そのためには、交替制査察員の技術の向上を多面にわたりサポートすることにより、ある一定レベルまで交替制査察員の技術を引き上げる仕組みを構築することです。

その仕組みとは、まさしく交替制査察員査察技術支援システムで、いわゆる以後説明するPDCAサイクルを活用したSTEP（ステップ）システムです。

STEP（ステップ）システムとは

(1) 理想の交替制査察員モデル

前1で「ある一定レベルまで交替制査察員の技術を引き上げる」と記載しましたが、一定レベルとは次に示す「理想の交替制査察員モデル」です。では、「理想の交替制査察員モデル」とは何か。以下の4項目を満足する査察員です。

理想の交替制査察員モデル

- ① 円滑に立入検査を誘導できる査察員
(接遇・交渉力・説明力・論理力)
- ② 違反を的確に指摘できる査察員
(幅広い予防知識・問題意識)
- ③ 躊躇なく消防吏員命令を発令できる査察員
(判断力・折衝力)
- ④ 違反是正を積極的に推進できる査察員
(積極性・情熱・問題解決力)

上記①から④を総合すると、「理想の交替制査察員モデル」とは、「自立した査察員モデル」ですが、その育成がこのシステムの最終目標です。

(2) STEP（ステップ）システムのフロー

「自立した交替制査察員」(SELF-SUPPORT)を
目標に

交替制査察員の査察技術を確認 (TEST) して
査察員の現有能力を把握する。
(具体例：査察技術効果確認)

目標とする能力と現有能力とのギャップを認識した
うえで、そのギャップを埋めるために上記効果確認
の結果を踏まえた教育を実施 (EDUCATION) する。
(具体例：教育資料等の作成、教育の実施)

上記を踏まえて更に高い段階的計画
(STEP UP PLAN) を作成する。
(具体例：査察計画及び効果確認の変更)

各段階においては、実際の立入検査において
査察技術を確認する (自立した交替制査察員に
対する完成度の確認)。

(具体例：査察専従員の立入検査の同行・チェック)

図1 STEP (ステップ) システムのフロー

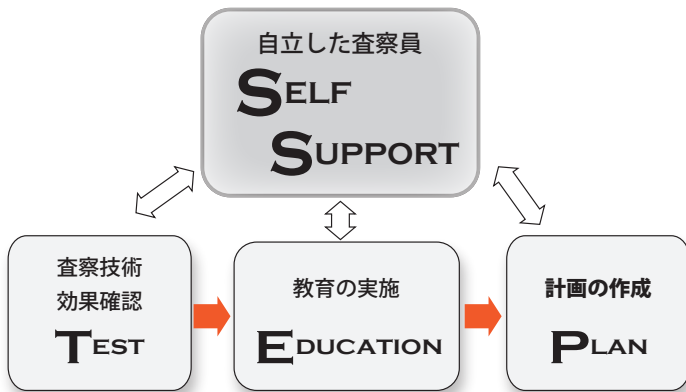


写真1 効果確認の風景1

STEP (ステップ) システムを用いた 渋谷消防署の取組みと検証

交替制査察員の査察技量向上を目標に考えたSTEPシステムですが、以後、このシステムを用いた渋谷消防署の取組と検証について説明します。

「自立した交替制査察員」(SELF-SUPPORT) を目標として以下の(1)から(5)までを取り組んでいきます。

(1) 査察技術効果確認 (T段階)

ア 効果確認の概要

交替制査察員の査察技術を把握する段階であります。当署では以下のような効果確認を実施しました。(写真1参照)

日時：平成24年10月11日(木)及び13日(土)
場所：地下1階体育訓練室及び階段
確認対象：2部中隊(9隊)
確認概要：①小隊査察の実施要領の確認
 ②消防法第5条の3の命令発動要領の確認
 ③事前準備、立入検査交付要領及び各種書類の確認
確認時間：50分
想定対象物：雑居ビル地下1階飲食店(階段一系統)

イ 効果確認のフロー

実際の立入検査を想定して、事前準備から立入検査結果通知書交付までを効果確認の範囲とし、フローは次の3段階とする。

第1段階 事前準備

付与した情報(出向資料、防火管理マスタ、図面等)をもとに、事業所現況表を作成して、効果確認当日に審査員に提出。

第2段階 立入検査(階段から地下1階飲食店)

関係者に対する質問により情報を収集します。飲食店内の立入検査(火気設備、消防設備など)を実施するとともに階段内の物件存置に対して消防吏員命令を発動して公示します。

第3段階 立入検査結果通知書の交付

効果確認日以後、「立入検査結果通知書」を店長役に説明を交えて交付します。

ウ 違反箇所の想定

想定対象物は、新宿区歌舞伎町火災、杉並区高円寺南火災等を踏まえ、雑居ビルの地下1階飲食店で階段は一系統にしました。

また、違反箇所は、過去に立入検査で指摘した違反を参考に見落とししやすい違反等を中心に想定しました。(写真2・3参照)

エ 消防吏員命令発令能力の向上策(吏員命令発令基準表の策定)

本効果確認を行うに際して、交替制査察員の「消防吏員命令発動力」を向上するために以下の取組みを試みました。

その取組についてここで説明する前に、「何故、交替制査察員は吏員命令発令に逡巡するのか?」を考えると、現行の査察規程事務処理要綱では、



写真2 想定違反箇所（天蓋 清掃不良）

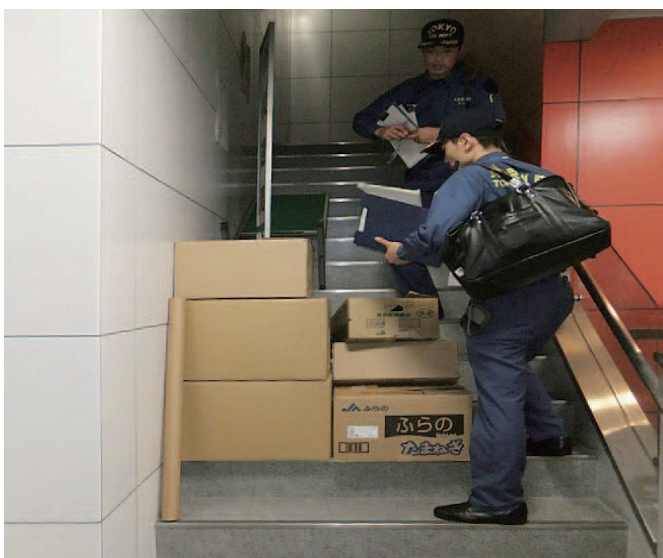


写真3 想定違反箇所（階段内物件存置）

「火災の予防に危険であると認める危険物又は放置され若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件」の例として「階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、下記の物件のいずれかが存置されている場合

・大量の化繊衣装 ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物など」

「消防の活動に支障になると認める放置され若しくはみだりに存置された物件」の例として「物件が存置されていることにより、一人ですえ通行することが困難な場合」

という消防吏員発令要件が記載されています。

図2 吏員命令発令基準表

別添え 吏員命令発令基準表《渋谷消防署》

No.	大項目	小項目	点数
1	地域特性	① 繁華街 ② 繁華街以外	10
2	時間帯	① 夜間・深夜・早朝（18時～6時） ② 上記以外	5
3	建物全体用途	① 特定用途 ② 非特定用途	10
4	上階の状況	③ 物件存置階の上階に飲食店あり 飲食店舗数（ ）×10点	
		④ 飲酒・酩酊者数	ア 多数 10 イ 少数 5
5	防火設備付近の状況	① 防火戸閉鎖障害	100
		② 防火戸付近に存置（防火戸は閉鎖可能）	50
6	階段の形状	① 1系統	ア 屋内 20 イ 屋外 10
		② 2系統以上（屋内、屋外によらない）	
7	物件の状況	① 消防の活動に支障	
		・人の通行状態	ア 通れない 100 イ 横にならないと通れない 50 ウ 一人がやっと通れる 20
		・消防設備付近の操作障害	50
		② 火災の予防に危険	100
		・ガソリン、シンナー、火薬類などの危険物	
		・大量のボンベがある：250ccを1単位（ ）×5点 ・大量の可燃物がある（紙類、ダンボール、プラスチック等） 50cm×50cm×50cmを1単位（ ）×10点	
過去に命令発令しているか？（署簿本部に確認）			
8	過去の命令	過去の命令発令状況	① 前歴あり 50 ② 初回
9	片付け完了までの所要時間	① 長時間を要する	⇒おおむね1時間以上 5
		② 短時間で片付けられる	⇒おおむね1時間以内
10	過去の違反指摘是正状況	① 違反が残っている	50
		② 是正完了している	
合計			点

※1 該当点数に○を付けて点数を合計し、100点をを超えたら必ず吏員命令発令する。
※2 No. 7、No. 9は、署簿本部に確認。（システムで確認してもらう）

しかし、これでは、具体性が乏しいです。吏員命令を的確に実施するには、要綱に記載されている物件の現況のほかに、地域特性、発令時間帯、階段の系統、過去の状況などの「発令ファクター」を総合的に判断する必要があります。そのため、具体的な判断基準が記載された「吏員命令発令基準表（以下「命令基準表」という。）」を活用して、迅速的確に吏員命令が発令しやすい環境を創出する必要があります。（図2参照）

力 交替制査察員効果確認の結果

交替制査察員効果確認の結果は以下の通りです。

—効果確認結果のまとめ—

防火管理関係は基本的に良好で、設備関係は知識不足という弱点が見られました。また、中・小隊長の指揮、対応要領、隊員等の基本的な行動要領に格差が見られたほか、誤った知識で指摘するなど訓練不足と思われる小隊も散見されました。

（2）交替制査察員に対する教育の実施（E段階）

各隊は効果確認の結果を参考に、実際の立入検査に反

映できるように知識等の取得に努める必要がありますが、以下に示す教育支援体制を構築することが重要です。

ア 最優秀隊を撮影したDVDの作成

効果確認の際に全隊撮影しましたが、優秀隊の映像をDVD化して教育資料を作成しました。

イ 効果確認結果を踏まえた教育資料の作成

教育資料は、効果確認で把握した弱点に対する教育を主眼として、初心者レベルのものとししました。

今回、作成した教育資料「交替制査察員のための教養講座」は8編編成40ページの小冊子ですが、以下に小冊子の表紙及び目次を示します。(図3参照)

図3 小冊子(表紙及び目次)



ウ 教育の実施

上記ア及びイを両輪として実施隊はもちろん全隊に対して教育を実施して、全交替制査察員の査察技術のレベルアップを図りました。具体的には、訓授後の教養時間に優秀隊のDVDを放映するとともに、各隊に巡回教育を実施します。

(3) 自立した交替制査察員への最終チェック

次に最終の段階に移りますが、交替制査察員の自立度を査察現場にて確認しました。

具体的には、査察専従員が小隊査察に同行の上、これまでに修得した査察技術をチェック表を活用してチェックします。

(4) 計画の見直し(P段階)

以上を踏まえて、更なる上位を目指してSTEP UPさせた計画を作成します。具体的には、STEPシステムの実施内容や(想定用途を変更するなど)年間査察計画の見直しを図ります。

その他

(1) ステップ(STEP)システムの効果について

ア 効果1

効果確認直後に、緊急確認現場及び小隊査察時に階段内に多量の物件が存置されていることを現認したため、迅速に消防吏員命令を発令した事案が2件ありましたが、効果確認の効果が顕著に表れた事例といえます。

イ 効果2

渋谷センター街繁華街一斉査察で、交替制査察員が積極的に消防吏員命令を発令しました。

ウ 効果3

小隊査察による違反指摘件数は昨年においては252件であったが、今年は429件で昨年の1.7倍に上昇し、改修率についても昨年度に比べて1.2倍上昇しました。

(2) STEP(ステップ)システムの成果について

このシステムにより、交替制査察員の弱点を把握するとともに、弱点に合わせた解りやすい教育資料を作成することができ、その教育資料により知識向上を図り、交替制査察員が自信をつけて積極的に立入検査に取り組むことができました。また、査察専従員任せがなくなり、専従員は本来の業務に専念することが可能となりました。更には、副次的に修得した知識が災害対応や災害後の立入検査にも役立ち、併せて署全体の立入検査に対するモチベーションや意識が向上するという波及効果があったと考えます。

おわりに

「はじめに」でも紹介した管内特性に的確に対応するためには、限りある人材を有効に活用するとともに、危険実態を把握できる査察員を養成する必要があります。

そのため、「自立した査察員の育成」を目標に、「査察技術効果確認を中心に創意工夫のある教育、立入検査における実践上のチェック」というPDCAサイクルを取り入れたSTEPシステムを繰り返し実施することが効果的であります。

この取組は、即効性は期待できないかもしれませんが、長期的視野に立って、大量退職による査察技術の低下を防止するとともに、増大する査察行政に着実に応えるものです。併せて、この取組が都民の期待に的確に応えることができるものと確信しています。